

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成28年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;"><u>地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例</u>（平成28年岩手県条例第57号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>条例第3条</u>に規定する規則で定める場合等）</p> <p>第2条 <u>条例第3条</u>に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の不均一課税に関し同表の中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1144 767 1480"><thead><tr><th colspan="3">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>不動産取得税（個人の場合に限る。）</td><td>条例第2条に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	[略]			不動産取得税（個人の場合に限る。）	条例第2条に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	[略]	<p style="text-align: center;"><u>地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例</u>（平成28年岩手県条例第57号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>条例第4条</u>に規定する規則で定める場合等）</p> <p>第2条 <u>条例第4条</u>に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の<u>課税免除又は不均一課税</u>に関し同表の中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 1144 1453 1480"><thead><tr><th colspan="3">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>不動産取得税（個人の場合に限る。）</td><td>条例第2条又は第3条に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	[略]			不動産取得税（個人の場合に限る。）	条例第2条又は第3条に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	[略]
[略]													
不動産取得税（個人の場合に限る。）	条例第2条に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	[略]											
[略]													
不動産取得税（個人の場合に限る。）	条例第2条又は第3条に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	[略]											
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。